

関係医療機関の長 様

埼玉県保健医療部長 縄田 敬子  
(公印省略)

### 令和8年度協定締結医療機関施設・設備整備事業の計画募集について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、新興感染症の発生及びまん延に備えるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3第1項の規定に基づく医療措置協定の締結を推進しております。

このたび、令和8年度において、医療措置協定を締結する医療機関を対象に「埼玉県協定締結医療機関施設・設備整備事業」の実施を予定しております。

つきましては、新興感染症の発生及びまん延に備えるために必要な施設・設備の整備に係る、補助金を希望される場合には、下記を御確認いただき、期限までに事業計画書及び添付資料を御提出くださいますようお願い申し上げます。

#### 記

#### 1 事業概要等

補助事業の概要については、埼玉県ホームページを御覧ください。

( <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/kyouteishisetsusetsubi.html> )

#### 2 事業実施に関する注意事項

##### (1) 施設整備事業・設備整備事業共通

ア 補助金交付額の内示前に着手（着工・契約含む）した場合は、補助対象外となります。

また、令和9年度以降に繰り越す可能性のある事業も補助対象外となります。

イ 事業の実施にあたっては、県が行う契約手続きの取扱いに準拠して行っていただく必要があります。

(参考) 県の契約手続きに係る基準

○工事又は製造の請負（施設整備事業）

400万円超・・・一般競争入札

30万円以上400万円以下・・・2者以上の見積書徴取による見積合わせ

○物品等の買入れ（設備整備事業）

300万円超・・・一般競争入札

30万円以上300万円以下・・・2者以上の見積書徴取による見積合わせ

## (2) 施設整備事業

ア 令和9年1月末までに契約締結・着工できるように計画策定をお願いします。上述のとおり県からの内示後着手可能となります。

## (3) 設備整備事業

ア 例年、検査機器の事業計画募集においては、応募多数のため幅広い医療機関の検査体制を整備するという方針から、補助台数の制限等を設けさせていただいております。補助事業者様に見積書の取り直し等負担をおかけしてしまうこととなりますので、令和8年度事業においては、事業計画の募集時から検査機器の応募は1台までとさせていただきます。事業計画書の作成に当たり、見積書の徴取を行う場合には、1台の見積りで依頼するようお願いいたします。

イ 令和9年1月末までに設備の納品が完了するように計画策定をお願いします。上述のとおり県からの内示後着手可能となります。

## 3 提出期限

令和8年4月21日（火）〆切厳守

## 4 提出方法

「埼玉県電子申請・届出サービス」から提出してください。

[https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=114770](https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=114770)

※必ず上記 URL からアクセスしてください。

## 2 提出書類

### (1) 施設整備事業

ア 施設整備事業計画書様式

イ 工事仕訳書の写し（工事費の内訳が表示された見積書等）

ウ 現況図（現在の施設のフロア図等、工事箇所の現況がわかるもの）

エ 工事計画図（設計図等。ただし、工事範囲及び工事面積がわかるものに限る。）

オ その他参考となる資料（工事箇所の現況写真等）

### (2) 設備整備事業

ア 設備整備事業計画書様式

イ 見積書の写し（購入物品の内訳の記載されたものに限る。）

ウ 配置計画図（新たに整備する設備の位置を明確にしたもの。医療機関内に同種の既存設備がある場合は、併せてその位置も明示すること。）

エ 整備設備のカタログ等

オ その他参考となる資料（整備設備の設置予定箇所の現況写真等）

## 5 その他留意事項

- (1) 補助金交付に係る重要な手続きですので、令和8年度に対象となる事業を実施予定であり、補助金申請も予定している場合は、必ず期限までにご提出ください。ただし、御提出いただいた事業計画に対して、必ずしも補助を確約するものではありません。
- (2) 補助対象となる医療機関は医療措置協定を締結する医療機関です。事業計画書は協定締結予定段階で提出することができますが、交付決定までに協定を締結していただくこととなりますので、協定締結に関する手続きについても御対応をお願いします。
- (2) 様式中の記入上の注意、記入例等を必ず参照した上で作成してください。
- (3) 医療機関ごとに御提出いただきますので、同一法人の運営する複数の医療機関で提出される場合は、それぞれ計画を作成してください。
- (5) 補助金の交付申請については、事業計画書をご提出いただいた事業者様に対して、改めて御連絡差し上げます。

## 6 問合せ先（原則電子メールで御連絡ください。）

- (1) 本事業計画の記載方法や補助金に関すること

感染症対策課 補助金・検査担当

Mail:a7500-22@pref.saitama.lg.jp

電話:048-830-7510

- (2) 医療措置協定に関すること

感染症対策課 企画担当

Mail: a7500-18@pref.saitama.lg.jp

電話:048-830-7503

埼玉県ホームページ「感染症法に基づく医療措置協定について」

( <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/kansen/yoboukeikaku/iryosochi-kyotei.html> )